

最近話題の新興感染症等の検査体制

鳥インフルエンザ A (H7N9) の中国における感染拡大、新たなコロナウイルスによる呼吸器感染症である中東呼吸器症候群、さらに 2011 年に中国で新たに発見されたダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群は、日本でも新たに患者が発見されるなど、新興感染症が世界で見出されている。

これらの感染症の日本への侵入が危惧されることから、国立感染症研究所で開発された PCR 法を主体とした検査法が全国の衛生研究所に配備されている。この検査系が整うまでの間は、当所で文献等から PCR 用のプライマーを作成し、緊急時の対応に備えていた。

また、当所では麻疹や風疹など感染力の高い感染症は、感染拡大の防止のため、迅速で確実な PCR 法による検査対応を行っている。

ま と め

新たな病原体は今でも発見されており、既存のウイルスは変異してヒトへの新たな感染を起こしている。新型インフルエンザ等の新たな感染症の検査は、単に個人の診断としての検査ではなく、公衆衛生として、感染症の発生・侵入の監視や感染拡大予防等の感染症対策を行ううえで重要である。当所は新潟県における感染症の病原体について監視の役目を担っていく。

5 病院の立場から — 新型感染症の受け入れ体制について

塚田 弘樹

新潟市民病院感染症内科

Point of View of the Acceptance System for Newly Infection Patients in Hospitals

Hiroki TSUKADA

Department of Infectious disease, Niigata City General Hospital

キーワード：新型感染症, 新型インフルエンザ等対策特別措置法, 業務継続計画, 第一種感染症指定医療機関, 医療地域連携

新型感染症が国内に蔓延した場合に備えて、平成 25 年より「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）」が施行された。インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命

及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、ことが目的とされている。

その中では医療に関して、海外発生期、国内発生早期において、「帰国者・接触者外来」の設置

Reprint requests to: Hiroki TSUKADA
Department of Infectious disease,
Niigata City General Hospital
463-7 Shumok, Chuo-ku,
Niigata 950-1197, Japan.

別刷請求先：〒950-1197 新潟市中央区鐘木 463-7
新潟市民病院感染症内科 塚田 弘樹

や専用外来における医療提供が求められており、公的かつ第一種感染症指定医療機関である新潟市民病院が「指定地方公共機関」としてその責務を負うことは当院全スタッフが周知するところである。

しかしながら、一類感染症に対応できる完全隔離の陰圧個室は2床あるだけで、二類感染症に対応できる陰圧個室は一般病棟内に6床あるのみである。国内発生早期から国内感染期に移行する期間がわずかであることは、2009年の当時新型、H1N1pdm09インフルエンザの経験で明らかであり、入院適応患者が収容できず溢れてしまう事態が容易に予測できる。幸い、2013年11月に稼働開始になった16床の精神科病棟を中心とする南病棟が利用可能となり、一般病棟からの隔離を図れるかもしれない。時間稼ぎには貢献できる可能性がある。

ただ、新潟市民病院は救命救急センター、総合周産期母子センターを擁し、3次救急を中心的に担う役割も果たしている。さらに、地域災害医療センター、地域がん診療連携拠点病院でもあり、多数の緊急手術もこなしている。国が求める診療(業務)継続計画(Business Continuity Plan - BCP)を立てる場合、県内発生早期から、新型感染症を診ない病院として位置づけられている新潟大学医歯学総合病院との業務分担が必須であると考えられる。

さらに、地域感染期において「患者数が大幅に増加した場合」に備え、各医療機関は、「診療の

“需要”を減らす」「診療の“供給”を減らさない」ための方策を検討する必要があるとされ、「診療の“需要”を減らす」方策として、全ての医療機関において、安定した外来定期通院患者の診療間隔を変更することや、電話診療による処方箋のファクシミリによる送付等を行うことで外来診療の需要を減らすほか、待機的入院・待機的手術を控え、自宅で治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促す方法が考えられている。この点でも、地域の療養型病院を含む一般病院や開業医の協力すなわち医療地域連携なしでは当院の担う責務を果たすことは不可能である。

特措法では、新型感染症を診る医療者は、ワクチンの特定接種対象者として早期にワクチンを受けることができ、健康被害に対する国の補償も約束されている。さらに、臨時的医療施設開設も求められている。

医療従事者自身が感染で業務不能になる状況も想定して、BCPを作成しなければならない。その際、新潟県内の医療人の相互協力と新型感染症による被害を最小限にするための医療への参加・結束が不可欠であり、業務分担の優先順位づけや人的資源の有効利用(救命医の市民病院への集約や外科医の新潟大学医歯学総合病院への出勤などの人事交流を含む)も考慮すべきである。その決定に関してイニシアチブを取るのはいどこのだれなのか(行政か、医師会か、有識者会議か)、を早急に考えていくことが望まれている。